

## 「(仮称) 岡山市こどもの権利に関する条例」制定の参考に 岡山市議会が「こども向けアンケート」を実施しています

岡山市議会「こども未来創造調査特別委員会」で検討中の「(仮称)岡山市こどもの権利に関する条例」制定の参考とするため、現在、「こども向けアンケート」をWeb上で実施しています。

### 1 期間

令和6年9月11日(水)～10月18日(金)

### 2 対象

市内在住・在学・在勤の概ね20歳以下の方

### 3 内容

・設問内容 (選択回答式 ※自由記載欄あり)

学年／こどもの権利があることを知っていましたか／大切だと思うこどもの権利は／誰にこどもの権利を知ってほしいですか／幸せを感じる時はどんな時ですか／こどもの意見を言える場が必要ですか／おとなへ伝えたいメッセージ／条例へ入れたい言葉／そのほか意見 (全9問)

### 4 URL・二次元コード

市議会ホームページ(概要説明)

<https://www.city.okayama.jp/gikai/0000064160.html>

アンケート入力フォーム

[https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=40755](https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=40755)



### 5 その他

- ・条例制定に係る概要、条例試案については別紙にてご確認ください。
- ・アンケート結果は11月中に市議会ウェブサイトへの掲載を予定しています。
- ・ご協力いただける市内各小・中学校、高等学校を經由して児童・生徒へ順次周知します。

#### 【問い合わせ先】

議会事務局 調査課 森・長尾

直通086-803-1536 内線4332

こども未来創造調査特別委員会委員長 林 敏宏

直通090-9506-1732 内線2335

## 「(仮称)岡山市こどもの権利に関する条例」の制定に係る概要

### 【条例作成の背景】

令和5年4月、「こども家庭庁」の創設と同時に「こども基本法」が施行されました。

これは、「すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会」を実現するために施行されたもので、こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など、社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていこうとするものです。

岡山市議会では、これまでも長年にわたり、「子育て」や「教育」について多くの議員が取り上げ、なかでも「こども議会」と「こどもの権利条例」については、幾度となく議論が交わされてきました。

そうした中、「こども未来創造調査特別委員会」が令和5年5月臨時市議会で設置され、本委員会は、特にこの2つの議論に対して節目を付けるべく調査・検討を行うことにしました。

「こども基本法」ではこどもの「生活を保障される権利」、「意見表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること」、「意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」などのこどもの権利が規定されていますが、本委員会としても、岡山市社会全体の「こども」と「子育て」への意識の変革、当事者であるこども自身の自己肯定感の向上につながるような取組が総合的、継続的に推進されるよう、「(仮称)岡山市こどもの権利に関する条例」の制定に向けて調査・研究に取り組んでいるところです。

### 【条例案検討の経緯】

本特別委員会では、条例案の作成に向け、これまでに他都市の条例の構成や内容について調査や視察を行い、条例の骨子をまとめ、9回に及ぶ勉強会において条例試案を検討し、岡山市の関係部局、こども関係団体との意見交換を経たところです。

このたび、当事者であるこども・若者に対し、条例制定の参考とさせていただくため、アンケートをお願いしようとするものです。

#### 【こども未来創造調査特別委員会の構成議員】

議 員 名	会 派 名	備 考
林 敏 宏	公明党岡山市議団	委 員 長
中 島 純	おかやま未来プロジェクト	副 委 員 長
桑 田 桂 子	公明党岡山市議団	
宿 女 和 子	日本共産党岡山市議団	
二 嶋 宣 人	自由民主党岡山市議団	
岡 崎 隆	自由民主党岡山市議団	
大 月 晴 一	自由民主党岡山市議団	
安 東 真 理	自由民主党岡山市議団	
森 山 幸 治	懐かしい未来	
國 友 彩 葉	みらいえ	
高 橋 雄 大	おかやま創政会	

#### 【スケジュール】（変更の可能性があります）

- 8月中に関係団体から意見聴取を実施
- 9月中旬～10月中旬にかけてこども・若者からweb上でアンケートを実施
- 広く市民からweb等を活用し、条例案について意見聴取を実施
- 今年度中に条例案を市議会に議案として提出
- 施行日は、議決日の数日後または周知期間を設定した場合は議決日の3か月程度後

○岡山市こどもの権利に関する条例（試案）

令和 年 月 日  
市条例第 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの権利（第4条—第8条）

第3章 こどもの権利を保障するための役割（第9条—第15条）

第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進（第16条—第38条）

第5章 計画・検証（第39条・第40条）

附則

前文は後日検討します

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利に関し基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が社会全体で保障され、こどもが夢及び希望を持ち、将来にわたって幸せな生活を送ることを目的とします。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 岡山市内（以下「市内」といいます。）に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適切な者をいいます。

- (2) 保護者 こどもの親及び親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設等 保育所，幼稚園，認定こども園，学校，児童館，放課後児童クラブ，公民館，図書館等のこどもが育ち，学び，又は活動するために利用する施設の設置者，管理者，職員等及びこどもが加入し，活動をしている団体をいいます。
- (4) 地域住民 市内に在住し，在学し，又は在勤する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を行う者及び団体をいいます。
- (6) ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいいます。

#### (基本理念)

第3条 全てのこどもの権利は，次に掲げる事項を基本理念として，保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され，その基本的人権が保障されるとともに，あらゆる差別的な扱いを受けないこと。
- (2) こどもの年齢及び発達程度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) 安全で安心して命と生活が保障され，健やかに成長することができること。
- (4) こどもの年齢及び発達程度に応じて，自分に関係することについて意見を表明し，社会への参画ができること。

## 第2章 こどもの権利

#### (こどもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は，こどもにとって特に大切な権利として保障されなければなりません。

- 2 こどもは，自分の権利を知り，及び大切にしよう努めなければなりません。
- 3 こどもは，自分の権利が尊重されるのと同様に，他の人の権利も尊重しよう努めなければなりません。

(生きる権利)

第5条 こどもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安全で安心して生活することができる場所があること。
- (2) 健康に配慮され、適正な保健、医療及び福祉が受けられること。
- (3) 愛情を受け、及び理解を得て育つこと。
- (4) 孤独及び孤立について相談できること。
- (5) 性別に関する違和感について相談でき、一人一人が持つ多様な性の在り方が尊重されること。

(育つ権利)

第6条 こどもは、のびのびと自分らしく育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ち及び考えを持ち、これらに基づいて行動すること。
- (2) 自分らしさ及び自分の気持ちが尊重されること。
- (3) 知らないことについて質問すること。
- (4) 悩みを相談すること。
- (5) 学び、遊び、及び休むこと。
- (6) 友だちをつくること。
- (7) 夢に向かって挑戦すること。
- (8) 地域及び社会の活動に参加し、様々な世代の人とふれあうこと。
- (9) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむ等様々な経験をすること。

(守られる権利)

第7条 こどもは、こどもの権利が侵害されないよう、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力、虐待及び体罰を受けないこと並びに放置されないこと。

- (2) いじめを受けないこと。
- (3) 性犯罪及び性暴力並びに経済的及び性的な搾取を受けないこと。
- (4) 有害な労働及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことを強制されないこと並びにこれらを行わざるを得ない環境に置かれないこと。
- (5) 生まれ育った環境，人種，国籍，性別，宗教及び障がいの有無等を理由としたあらゆる差別を受けないこと。
- (6) プライバシー及び名誉が守られること。
- (7) 自分についての情報を不正な方法で収集・利用されないこと。
- (8) こどもであることを理由に，不利益な扱いを受けないこと。
- (9) 権利が侵害されたときに保護や支援を受け，又は救済を求めることができること。
- (10) 障がいがあること，経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて，必要な支援を受けること。
- (11) 過ちを犯した場合には，適切に保護・指導されること。

(参画する権利)

第8条 こどもは，自分に関わることに主体的に参画するため，次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を自由に伝えることができる機会が設けられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 自分に必要な情報，並びに適切な支援及び助言を得ることができること。
- (4) 仲間をつくり，集い，及び活動すること。

### 第3章 こどもの権利を保障するための役割

(おとなの役割)

第9条 おとなは，こどもが幸せな生活を送ることができるよう，こどもの権利を理解し，尊重し，及び保障しなければなりません。

2 おとなは，こどもが自分及び他人の権利について理解し，尊重することができるよ

う支援しなければなりません。

(市の責務)

第10条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、こどもの視点を尊重した上で、こどもに関する施策を実施するものとします。

2 市は、おとな、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとします。

(議会の責務)

第11条 議会は、こどもの権利に関する市の施策の取組状況について検証し、必要に応じて提言等を行うものとします。

2 議会は、市長その他の関係機関と連携し、こどもの権利を保障することについて啓発するものとします。

3 議会は、こどもの権利を保障するため、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。

(保護者の役割)

第12条 保護者は、こどもの養育については、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、次に掲げること努めなければなりません。

(1) こどもが十分な休息をとることができ、健康に配慮した生活を送ることができる環境を整えること。

(2) 暴力、虐待、体罰、放置、搾取等を行わず、愛情を与えること。

(3) こどもの年齢及び発達程度に応じて、学び、遊び、及び育つ環境を整備すること。

(4) こどもの年齢及び発達程度に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。

(5) こどもが知られたくないこと及び知られることがこどもにとって不利益になる

ことを秘密にすること。

(育ち学ぶ施設等の役割)

第13条 育ち学ぶ施設等は、その活動においてこどもが健やかに成長するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもが安全で安心して快適に活動できるよう、施設の安全管理に係る体制を整備すること。
- (2) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、学び、遊び、及び育つ環境を整えること。
- (3) 暴力、虐待、体罰、差別等を行わないこと。
- (4) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、速やかに当該こどもの救済を図るとともに、適切な機関に通告すること。
- (5) いじめについては、絶対に許されないという認識の下、徹底した予防、早期の発見、救済及び回復を行うこと。
- (6) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (7) こどもが知られたくないこと及び知られることがこどもにとって不利益になることを秘密にすること。
- (8) こどもの権利について理解を深める研修を行うこと。

(地域住民の役割)

第14条 地域住民は、地域社会においてこどもが健やかに成長するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、個性及び特性を尊重すること。
- (2) 暴力、虐待、体罰、差別等を行わないこと。
- (3) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、当該こどもの救済を図るため、速やかに適切な機関に通告すること。
- (4) こどもが学び、遊び、又は休むために、一人でも集団でも利用できる場所を提供

すること。

- (5) こどもが地域の行事及び活動に参加し、地域の自然及び文化に触れる機会を設けること。

(事業者の役割)

第15条 事業者は、こどもの健やかな育ちを支援するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもを養育する従業者が、子育て及び仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を整備すること。
- (2) その事業活動が、こどもの権利がを脅かすことのないよう適切な配慮を行うこと。
- (3) こどもに関する施策を理解し、及び協力すること。

#### 第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進

(こどもがこどもの権利について学ぶこと等の支援)

第16条 市は、家庭、育ち学ぶ施設等、地域社会等で、こどもがこどもの権利について学び、かつ、自分だけでなく他人の権利を尊重できるよう、必要な支援を行うものとしします。

(育ちの支援)

第17条 市は、こどもの育ちを進めるため、体験及び交流を促進するとともに、そのための場及び機会を提供するものとしします。

- 2 市は、こどもの文化的及び芸術的な活動、運動並びに余暇の利用を促進するとともに、これらの機会を提供するものとしします。
- 3 市は、こどもが必要で適切な保健、医療、福祉及び教育を受けられるよう、こどもとその保護者に対し、必要な支援を行うものとしします。

(子育て家庭への支援)

第18条 市は、保護者がこどもの権利を尊重しながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう必要な支援を行うものとします。

2 市は、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じ、切れ目のない支援を行うものとします。

(特別な配慮を必要とするこどもと家庭への支援)

第19条 市、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、次に掲げるこども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 外国籍及び外国にルーツを持つこども
- (2) 障がいがあるこども
- (3) ひとり親家庭のこども
- (4) 経済的に困難な状況にある家庭のこども
- (5) 不登校のこども
- (6) 社会的ひきこもりのこども
- (7) 虐待を受けたこども
- (8) 心理的外傷を受けたこども
- (9) 非行を犯したこども
- (10) ヤングケアラー
- (11) その他特別な配慮が必要と認められるこども

(遊び場及び居場所づくりの推進)

第20条 市、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもが自分らしくいることができ、安全で安心して自由に過ごすことができる遊び場及び居場所づくりに努めるものとします。

2 市は、こどもが安全で安心して過ごすことができる遊び場及び居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者との連携を図り、その活動を支援するものとします。

(有害又は危険な環境からの保護)

第21条 市、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境の整備に努めなければなりません。

(暴力、虐待及び体罰の防止及び子どもへの支援)

第22条 子どもに対する暴力、虐待及び体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市、育ち学ぶ施設等及び地域住民は、子どもが暴力、虐待及び体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めなければなりません。

3 市は、子どもに対する暴力、虐待及び体罰の防止のため、育ち学ぶ施設等及び地域住民に対し、必要な啓発を行うものとします。

4 市は、暴力、虐待又は体罰を受けた子どもを発見し、又は発見した旨の通告を受けた場合は、関係機関と協力し、必要な支援を講ずるものとします。

(いじめの防止及び救済)

第23条 いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づき、岡山市いじめ防止基本方針を定めるものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整備し、互いに連携し、いじめの防止等に取り組むものとします。

4 市及び育ち学ぶ施設等は、いじめがあった場合、直ちにいじめを制止し、被害に遭った子どもを守り、支援するとともに、いじめを行った子どもに対して必要な指導等を行うものとします。

(貧困の解消に向けた対策の推進)

第24条 市は、全てのこどもが夢及び希望を持つことができる社会の構築を目指し、こどもが生まれ育った環境によって現在及び将来に影響が及ぶことがないように、育ち学ぶ施設等、地域住民、事業者及びこどもに関する支援を行う関係団体と連携し、こどもの貧困の解消に向けた対策を包括的かつ早期に講ずるものとします。

(ヤングケアラーへの支援)

第25条 市は、こどもとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、こどもの権利及び利益を最大限に尊重するため、ヤングケアラーへの支援を講ずるよう努めるものとします。

2 市は、育ち学ぶ施設等及び福祉、介護、医療等の関係機関と連携し、ヤングケアラーの早期発見及び実態の把握を図るよう努めるものとし、かつ、ヤングケアラーの心情等に対し十分に配慮しつつ、ヤングケアラーが社会生活を円滑に営むための必要な支援を講ずるよう努めるものとします。

(こどもからおとなへの移行支援)

第26条 市は、おとなへと移行する時期のこどもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境を整備するものとします。

(多様性の尊重)

第27条 市、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの生まれ育った環境、人種、性別、宗教及び障がいの有無など、その多様性を尊重するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、あらゆる偏見や差別等がなくなるよう、その多様性に対する理解の啓発に努めなければなりません。

(戸籍のないこどもへの支援)

第28条 市は、戸籍のないこどもが社会生活を送る上で抱える問題の解消に努めるも

のとします。

(相談支援体制の整備等)

第29条 市は、子ども及びその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を整備するものとします。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するものとします。

(子どもの権利が侵害されている状態から回復するための救済)

第30条 市、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、又は互いに協力し、若しくは連携して、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めなければなりません。

2 市は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。

(意見の表明と参画する機会の確保)

第31条 市は、子どもを個人として尊重し、子どもが自分の意見を表明し、社会に参画することができるよう、子どもの状況に配慮した、子どもの参画の機会を確保するものとします。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもの意見の表明に対し、その意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもの社会への参画の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもが理解を深め、意見することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の発信等に努めなければなりません。

4 市及び育ち学ぶ施設等は、年齢、発達等により、自分で意思を伝えられない子ども

に対して、その意思を酌み取り、必要に応じて、こどもの意見を代弁するものとし  
ます。

(審議会等への参加)

第32条 市は、こどものことを話し合う審議会等にこどもが参加できるよう努めな  
ければなりません。

2 前項の審議会等は、適切な方法でこどもの意見を聴くよう努めなければなりません。

(主権者教育)

第33条 市は、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもが社会の中で自立し、  
他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主  
体的に担う力を身に付ける主権者教育を推進するものとします。

(こども議会)

第34条 市は、市の施策についてこどもの意見を聴くため、岡山市こども議会を開催  
します。

(広報・啓発)

第35条 市は、こどもの権利について、こども、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民  
及び事業者の理解を深めるため、定期的に応報し、及び啓発するものとします。

(財政上の措置)

第36条 市は、こどもの権利を保障するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努  
めるものとします。

(国等への要請)

第37条 市は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の公共団体  
等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう要望等を行うもの

とします。

(こどもの権利の日)

第38条 市は、こどもの権利について、市民の関心を高めるため、岡山市こどもの権利の日（以下「こどもの権利の日」といいます。）を設けます。

2 こどもの権利の日は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された日である11月20日とします。

3 市は、こどもの権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

## 第5章 計画・検証

(計画の策定及び公表)

第39条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画を策定し、又は見直すときは、こどもを含めた市民等の意見を聴くものとします。

3 市は、第1項の計画を策定したときは、これを公表しなければなりません。

(検証)

第40条 市は、こどもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、その結果を公表しなければなりません。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行します。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。